

歴史が薫る

「ちよつといい町」

こまちなみ



とらめく城下のまち・金沢

金沢市

こまちなみの保存とは

金沢の中心部は、藩政時代に形作られた道路や用水といった町の骨組み、武士の町・町人の町などといった町の区分などを残しながら、その上に現代までの市街地が積み重ねられ形成されてきました。市内のあちこちにかつての町の歴史を色濃く残す町並みが残り、金沢の大きな魅力となっています。

金沢市では、市内でもとりわけ歴史的な町並みが残る茶屋街（東山ひがし、主計町）と寺院群（卯辰山麓、寺町台）を文化財保護法に基づく「伝統的建造物群保存地区」として指定していますが、これ以外にも、裏通りを歩いていると「こんな町が残っていたのか」と思うような、すてきな通りを見つけることがあります。このような「歴史（古）を感じさせるちょっとした（小）いまちなみ」を「こまちなみ」と名付け、金沢の歴史を受け継ぐ貴重な遺産として保存に努めています。

金沢の歴史的な遺産であるこまちなみを市民と共に保存育成し、これらのこまちなみと一体となった市民の生活環境を良好なものとするにより、金沢の個性をさらに磨き高めることを目的として、平成6年に「こまちなみ保存条例」を制定しています。

こまちなみ保存のしくみ

「こまちなみ」とは

歴史的な価値を有する武家屋敷、町家、寺院その他の建造物又はこれらの様式を継承した建造物が集積し、歴史的な特色を残すまちなみをいいます。

こまちなみ保存区域 「こまちなみ」として保存・育成を図っていく区域を指定します。

■ こまちなみ保存計画

まちなみや公共空間の整備方針をつくります。

■ こまちなみ保存基準

建築行為を行う場合のまちなみの特徴に応じた留意点です。

- 「保存基準」 保存建造物を修復する場合
- 「修景基準」 まちなみに調和した修景を行う場合
- 「一般基準」 一般の建物等の建築行為を行う場合

■ 行為の事前届出

保存区域内で建物の改築など、一定の建築行為をしようとするときは、あらかじめ、市長への届出が必要です。

■ 保存建造物の登録

保存区域の特徴を良く留める建物等を、所有者の同意のもとに登録し、修理や復原整備により保存します。

■ 修理・修景への補助

保存のための修理や、まちなみに調和した修景に対して、技術的な援助や財政的な援助をします。

■ こまちなみ保存協定の締結

保存区域内の土地又は建造物の所有者等は、区域の保存育成のための協定を締結することができます。

■ まちなみ修復事業

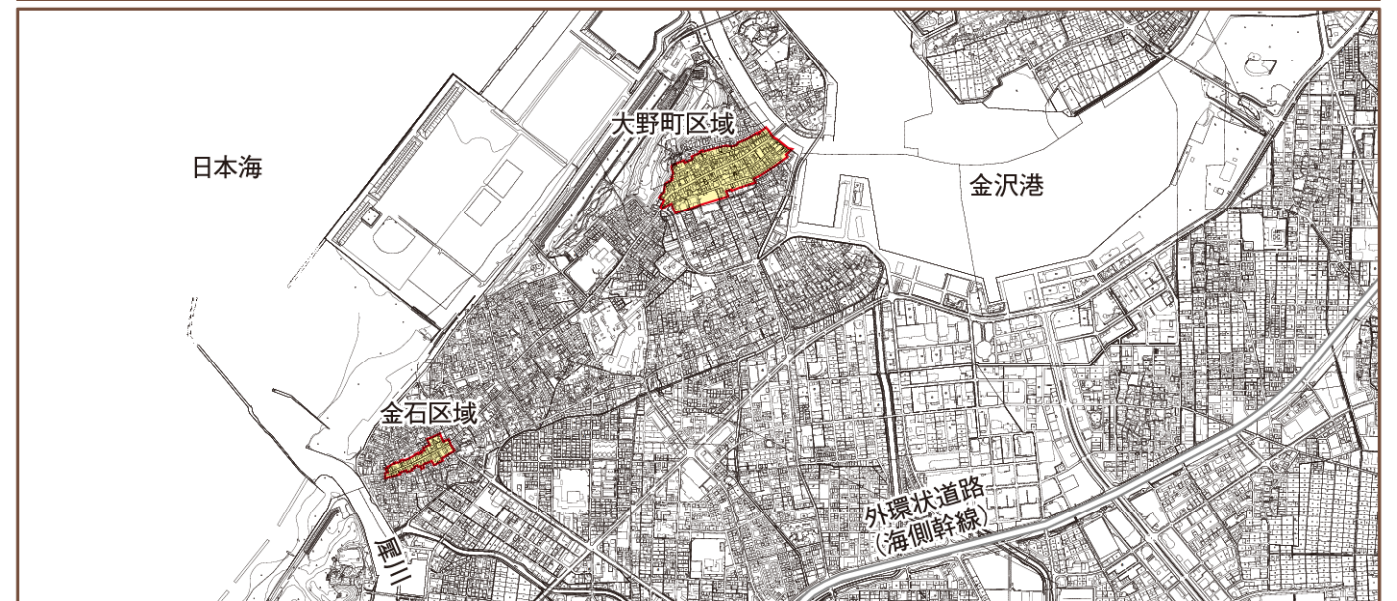
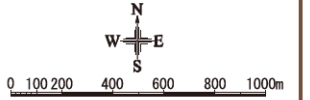
まちなみ修復等に関する事項を定めた「こまちなみ保存協定」を市が認定した場合、まちなみの修復のための修理や修景に対して財政的な援助をします。

こまちなみ保存委員会

こまちなみの保存育成を図るため、「金沢市こまちなみ保存委員会」を設置しています。

町並み保存地域指定図

凡例 伝統的建造物群保存地区 こまちなみ保存区域



伝統的建造物群保存地区

1. 東山ひがし
2. 主計町
3. 卯辰山麓
4. 寺町台

こまちなみ保存区域

- | | |
|---------|---------------|
| 1. 里見町 | 6. 旧御歩町 |
| 2. 旧新町 | 7. 旧蛤坂町 |
| 3. 大野町 | 8. 旧彦三一番丁・母衣町 |
| 4. 水溜町 | 9. 金石 |
| 5. 旧天神町 | |

こまちなみ保存区域（武士系）

里見町区域

（約 2.5ha 武士系 平成 7 年 4 月指定）

若者で賑わう堅町に隣接しながら、全く異なったたたずまいを見せる閑静な住宅地。藩政期、加賀藩士・里見氏の屋敷があったことから、「里見町」の名がついたといわれ、敷地を囲む土塀や、豊かな前庭の緑、その奥に控える母屋の大屋根など、かつて武士が暮らした町の特徴をよく留めています。



水溜町区域

（約 1.4ha 武士系 平成 9 年 6 月指定）

桜橋から犀川大橋にかけての右岸、犀川の埋め立てによりできたこの土地には、「水溜」と呼ばれる堀があったことが町名の由来とされています。藩政期、金沢城を囲むように配された藩主直臣の「平士」の居住地として建物が建設されるようになり、現在も土塀やその跡の石垣などから往時の様子をうかがうことができます。町の成り立ちや歴史を今に伝える旧町名を残す数少ない町です。



旧御歩町区域

（約 2.1ha 武士系 平成 10 年 6 月指定）

梅ノ橋のたもと、東山地区の一角にあって卯辰山と浅野川に囲まれたひっそりとしたまちなみ。藩政期は歩士（かち）と呼ばれた武士達の組地であったとされています。現在も、往時の武士系住宅の特徴を受け継ぐ建物や、土塀、門などの遺構、豊かな前庭の緑などがあり、かつての面影をよく残しています。



旧彦三一番丁・母衣町区域

（約 5.2ha 武士系 平成 12 年 6 月指定）

中の橋からおおむね小橋までの浅野川に沿って広がる、閑静な武士系住宅地。現在もその名が残る「彦三」は、藩政期この地に居を構えた不破家に由来するものであり、「母衣町」は母衣衆と呼ばれる歩士の組地があったことに由来するとされています。区域の南側には指定保存建造物の「野坂家」や土塀が残り、この町の積み重ねる歴史が感じられます。



こまちなみ保存区域（町家系）

旧新町区域

（約 2.7ha 町家系 平成 7 年 4 月指定）

武蔵ヶ辻から橋場町へと続く大通りの北側に位置し、尾張町の拡大に伴い新しく町立てされたことにその名が由来する「新町」。隣接する主計町・並木町とともに、浅野川界隈に栄えた商業・文化活動の舞台となったこの町を訪れると、赤や黒に彩られた外壁や連なる格子戸から、往時の町の様子をうかがうことができます。



旧天神町区域

（約 3.4ha 町家系 平成 10 年 1 月指定）

金沢城下から越中南砺地方を結ぶ旧街道、通称「オコ谷往来」へと至る街道沿いに形成されたまちなみ。「天神町」の町名は、寛永 12 年（1635）に当地に遷座した田井天神社（現椿原天満宮）にちなんでいます。かつては、桶屋や鍛冶屋などの商売屋が多くあったまちで、伝統的な町家建築が、旧街道らしく曲がりくねった道路に面して軒を連ねる様子がよく残されています。



大野町区域

（約 8.3ha 町家系 平成 8 年 5 月指定）

※大野町4丁目上地区こまちなみ保存協定 令和3年9月認定

大野町は日本海に面し、金石から大野川みなど橋に続く道路を中心として広がっており、漁業、海運業、醤油醸造業など古からの営みを伝える民家が数多く残っています。かつては、北前船などの要所となる港町として栄え、現在でも「大野醤油」の名で親しまれる醸造の地として広く知られています。最近では、かつて醤油の製造に使われていた蔵を改装したギャラリーや喫茶店も見られ、話題となっています。



金石区域

（約 1.6ha 町家系 平成 14 年 4 月指定）

犀川河口の右岸に位置し、中世より海上交通の要衝として、また江戸時代には加賀藩の交易の中心となった港町。北前船の往来により物資の集散地として活況を呈しました。町名は、江戸時代に大野町と宮腰町が合併する際、「金石の交わり」の言葉をとり定めたことに由来します。特徴ある町家のほかに、板塀や門を構えた旧回船問屋の建物も見られ、港町の風情を漂わせています。



はまぐり ざか まち
旧蛤坂町区域
 (約 0.2ha 町家系 平成 11 年 2 月指定/平成 24 年 4 月区域・名称変更)

犀川大橋詰め、旧鶴来道の起点にあたるまちなみで、享保 18 年 (1733) の大火後に新しく道路を造成したため、焼けた蛤が口を開いたようだ「蛤坂」と俗称されました。平成 11 年 2 月、旧蛤坂町から「六斗の広見」に至る寺社門前のまちなみを「旧蛤坂町・泉寺町こまちなみ保存区域」として指定しましたが、平成 24 年 4 月、旧蛤坂町の一部を除いた区域の大半が寺町台伝統的建造物群保存地区に指定されたため、保存区域と名称が変更されました。

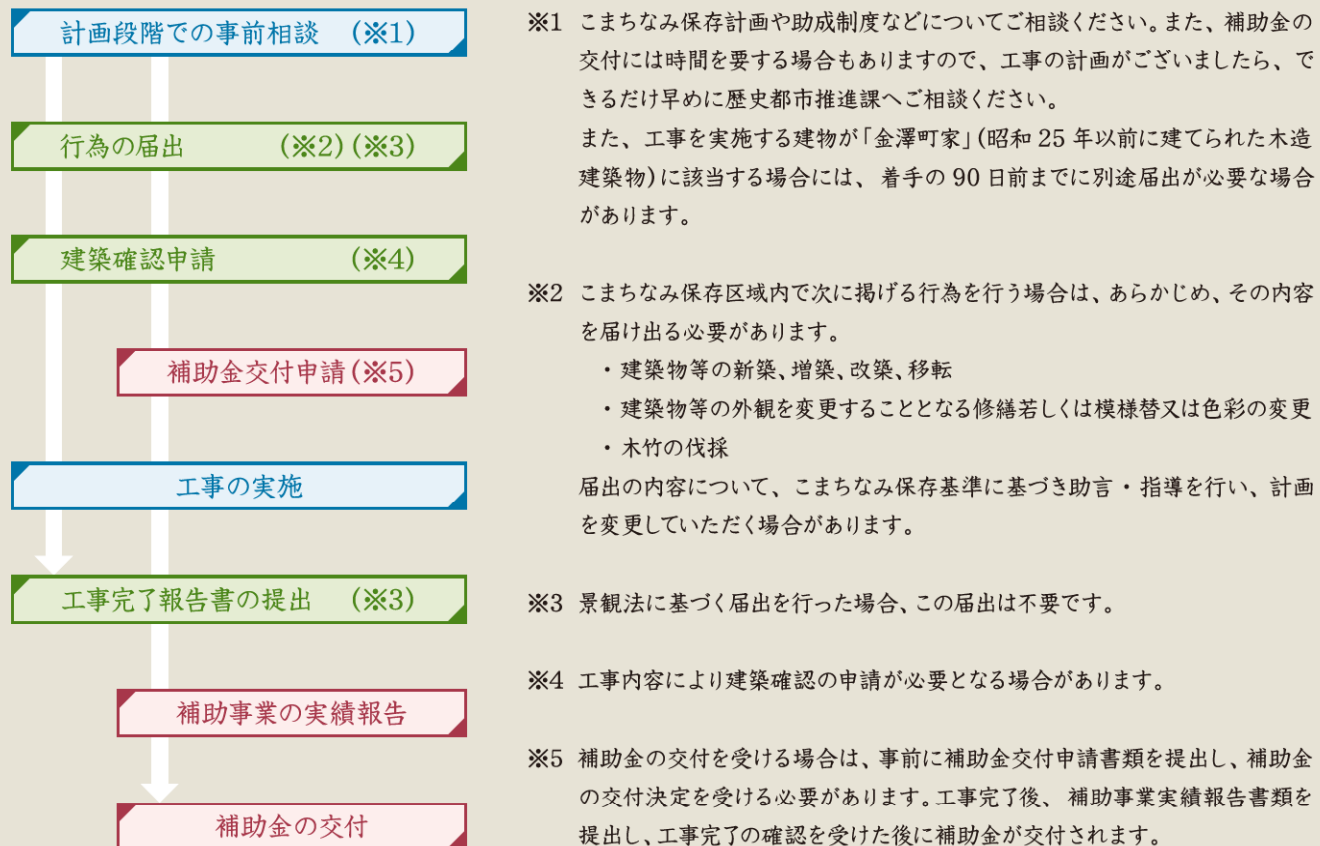


かん のん まち
旧観音町区域
 (町家系 平成 8 年 6 月指定/平成 23 年 4 月解除)

浅野川大橋詰めから卯辰山の麓に位置する観音院に至る通りで、町家様式の建物が軒を連ねます。米屋、酒屋、味噌屋などの店が昔ながらのたたずまいで営業しており、古くからの商店街としての雰囲気の色濃く残っています。平成 8 年 6 月より「旧観音町こまちなみ保存区域」として保存されてきましたが、平成 23 年 4 月、区域の全部が卯辰山麓伝統的建造物群保存地区に指定され、こまちなみ保存区域は解除されています。



建物の新築や増改築、修理などを行う場合の手続き



補助金の対象事業と補助金の額

区分	補助事業の種類	対象工事等の範囲	補助率	補助金の限度額	
保存建造物	保存建造物修復事業	外観の修繕工事(道路等から通常見える部分)並びに内部改修工事及び内装改修工事	70%	500万円 (※1, ※3, ※4) (但し、内部改修工事及び内装改修工事に係る額は50万円)	
	建築物修景事業	建築物の修繕等に伴う設計	30%	30万円	
	防災施設整備事業	防災施設の整備(消火・警報・避難設備等)		70%	300万円
		防災構造整備事業	限界耐力計算法による既存耐震性能診断	75%	30万円
			上記診断に基づく防災構造整備工事の設計	2/3	20万円
格子戸修景事業	格子戸の修景工事	70%	—		
昭和25年以前建築の建築物(※2)	建築物修景事業	修繕等に伴う外観の修景工事(道路等から通常見える部分、構造材を除く)並びに内部改修工事及び内装改修工事	70%	300万円 (※3, ※4) (但し、屋根工事並びに内部改修工事及び内装改修工事に係る額は50万円)	
		建築物の修繕等に伴う設計	30%	30万円	
	防災構造整備事業	限界耐力計算法による既存耐震性能診断	75%	30万円	
		上記診断に基づく防災構造整備工事の設計	2/3	20万円	
		防災構造整備工事(耐力上必要な主要構造部)	70%	250万円	
格子戸修景事業	格子戸の修景工事	70%	—		
上記以外の建築物	建築物修景事業	新築、改築、修繕等に伴う外観の修景工事(道路等から通常見える部分、屋根・構造材を除く)	70%	200万円(※4)	
		建築物の新築、改築、修繕等に伴う設計	30%	30万円	
	格子戸修景事業	格子戸の修景工事	70%	—	
外構(塀、垣、門等)	外構修景事業	土塀の修復、整備工事(公共用地に面する部分)	70%	300万円(※4)	
		板塀、竹垣、生垣類の修復、整備工事(公共用地に面する部分)	70%	100万円(※4)	
		門の修復、整備工事(公共用地に面する部分)	70%	150万円(※4)	
保存団体活動事業		こまちなみ保存委員会で認定を受けた、こまちなみ保存のための住民団体活動	50%	年間20万円	

(※1) 保存建造物の保存について必要な事項を定めた契約を、保存建造物の所有者と市長との間で契約している場合は700万円以内。
また、同契約を締結した建造物を対象に、外観の修復・修理への融資制度(限度額1,000万円)があります。
(※2) 昭和25年以前に建築された建築物で、その区域における伝統的外観が良好な状態に維持され、又は回復させることが可能なもの。
(※3) 旅館業法で規定された宿泊施設に該当する場合は限度額の加算(50万円)があります。
(※4) こまちなみ保存協定を締結した区域内においては、まちなみ修復事業により限度額が加算される場合があります。

金沢市こまちなみ保存条例

(平成6年金沢市条例第1号)

■第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、金沢の歴史的な遺産であるこまちなみを市民とともに保存育成し、これらのこまちなみと一体となった市民の生活環境を良好なものとするにより、金沢の個性をさらに磨き高めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において「こまちなみ」とは、歴史的な価値を有する武家屋敷、町家、寺院その他の建造物又はこれらの様式を継承した建造物が集積し、歴史的な特色を残すまちなみをいう。

(市長の任務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、公共空間の整備、こまちなみの保存育成に関する計画の策定等の必要な施策を実施しなければならない。
2 市長は、前項の施策の実施に当たっては、市民、事業者、本市の歴史又は文化に関する専門的な知識を有する者等(以下「市民等」という。)の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。
3 市長は、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体等に対し、こまちなみの保存育成について協力を要請しなければならない。

(市民等の任務)

第4条 市民等は、こまちなみが市民共通の貴重な財産であることを認識し、相互に連携及び協力をして、これらのこまちなみを保存育成するよう努めなければならない。
2 市民等は、この条例の目的を達成するために行われる市長の施策に協力しなければならない。

■第2章 こまちなみの保存

第1節 こまちなみの保存区域

(こまちなみ保存区域の指定)

第5条 市長は、こまちなみとして保存育成することが必要な区域をこまちなみ保存区域(以下「保存区域」という。)として指定することができる。
2 市長は、保存区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該区域の住民及び金沢市こまちなみ保存委員会の意見を聴かなければならない。
3 市長は、保存区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

(こまちなみ保存基準)

第6条 市長は、保存区域ごとに、こまちなみを保存育成するための基準として、こまちなみ保存基準(以下「保存基準」という。)を定めるものとする。
2 保存基準には、次に掲げる事項のうち、必要な事項について定めるものとする。
(1) 建築物その他の工作物の規模、位置、色彩、意匠及び形態
(2) 木竹の態様
(3) その他市長が必要であると認める事項
3 市長は、保存基準を定めるときは、その旨及びその基準を告示しなければならない。
4 前条第2項の規定は、保存基準を定める場合について準用する。

(行為の届出)

第7条 保存区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その内容を市長に届けなければならない。
(1) 建築物その他の工作物の新築、増築、改築若しくは移

転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 木竹の伐採

2 前項の規定により届け出なければならないとされる行為について、景観法(平成16年法律第110号)第16条第1項又は第2項の規定による届出があったときは、これをもって、前項の規定による届出があったものとみなす。
3 第1項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。
(1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で市長が定めるもの
(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(助言、指導又は勧告)

第8条 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が保存基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をしなければならない。
2 市長は、前項の規定による助言、指導又は勧告をする場合は、金沢市こまちなみ保存委員会の意見を聴くことができる。
3 前条第1項の規定による届出があった場合において、保存基準が定められていないときは、第1項中「保存基準に適合しない」とあるのは、「こまちなみの保存育成に重大な影響がある」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(報告等)

第9条 前条第1項の規定による助言、指導又は勧告を受けた者は、当該助言、指導又は勧告によって講じた措置について、市長に報告しなければならない。
2 市長は前項の規定により報告を受けた場合は、必要に応じて実地調査をするものとする。

(協定の締結)

第10条 保存区域内に存する土地又は建造物の所有者又はこれらについて使用することができる権利を有する者は、その相互において当該保存区域の保存育成のための協定を締結することができる。

(協定の認定)

第11条 市長は、前条の協定で、その内容がこまちなみの保存育成に寄与すると認めるものをこまちなみ保存協定として認定することができる。

第2節 こまちなみ保存建造物

(こまちなみ保存建造物の登録)

第12条 市長は、保存区域内の建造物のうち、当該保存区域の保存育成にとって特に重要な建造物をこまちなみ保存建造物(以下「保存建造物」という。)として登録することができる。
2 市長は、保存建造物を登録しようとするときは、所有者その他の利害関係人(以下「所有者等」という。)の同意を得、かつ、金沢市こまちなみ保存委員会の意見を聴かなければならない。
3 市長は、保存建造物を登録するときは、その名称その他規則で定める事項を告示するとともに、当該登録する旨を所有者等に通知するものとする。

(所有権の移転の届出)

第13条 保存建造物の所有者は、当該保存建造物について、所有権の移転をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届けなければならない。
2 保存建造物の所有権の移転について、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例(平成21年条例第4号)第37条第1項の規定による届出があったときは、これをもって、前項の規定による届出があったものとみなす。

(保存契約)

第14条 市長は、保存建造物の保存について必要な事項を定

めた契約を、保存建造物の所有者との間で締結することができる。

■第3章 援助及び買取り

(援助)

第15条 市長は、こまちなみの保存育成を図るため必要があると認めるときは、保存区域内の建造物等の修繕、復元等に対して、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。
2 市長は、保存区域内の住民によるこまちなみの保存のための活動に対して、必要な支援をすることができる。

(買取り)

第16条 市長は、第14条の規定による契約を締結した保存建造物及びその敷地で、こまちなみの保存を図るため特に買取る必要があると認められるものを、予算の範囲内において、買取ることができる。

■第4章 こまちなみ保存委員会

(金沢市こまちなみ保存委員会)

第17条 本市のこまちなみの保存育成を図るため、金沢市こまちなみ保存委員会(以下「委員会」という。)を置く。
2 委員会は、この条例に規定する事項その他の事項について市長の諮問に応ずるほか、こまちなみの保存育成に必要な事項について市長に建議する。

第18条 委員会は、委員若干人で組織する。

2 委員は、まちなみの保存育成に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。
5 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
6 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

■第5章 雑則

(適用除外)

第19条 この条例は、金沢市文化財保護条例(昭和48年条例第8号)第5条第1項の規定により金沢市指定文化財として指定されたもの及び金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例(昭和52年条例第2号)に規定するものについては、適用しない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月24日条例第4号、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例附則第10項による改正抄)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。〔平成21年規則第57号で、平成21年10月1日から施行〕

附 則 (令和4年9月20日条例第37号、金沢市文化財保護条例の一部を改正する条例附則第2項による改正抄)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。



歴史が薫る「ちよつといい町」

こまちなみ



金沢市文化スポーツ局 歴史都市推進課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 TEL:(076)220-2208 FAX:(076)224-5046
e-mail:rekishitoshi@city.kanazawa.lg.jp

(令和6年8月発行)